

令和元年5月20日

～墨田区で初の導入！聴覚障害者のコミュニケーションを支援～

## 区役所窓口に遠隔手話通訳サービスを導入！

区では、窓口において手話通訳を必要とする方のための遠隔手話通訳サービスを導入。これは、平成31年4月1日に施行した「墨田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例」に基づき、手話通訳を必要とする方の行政サービスの円滑な利用を推進するために導入したもの。

タブレット端末から委託会社のコールセンター（手話通訳オペレーターが常駐）に、テレビ電話をつなぐサービスで、区障害者福祉課と区役所1階区民情報コーナーに1台ずつ設置し、利用の案内を行うとともに、必要に応じて各窓口へタブレットを持ち運び利用することができる。区役所を訪れた方は、端末の画面に映し出されたコールセンターの通訳職員と手話で会話し、通訳職員は、区の職員に会話内容を音声で伝え、区職員の声を聞き取って手話通訳するという仕組みになっている。



### <遠隔手話通訳サービスについて>

端末設置場所：障害者福祉課（区役所3階） 区民情報コーナー（区役所1階情報コーナー）

利用時間：月曜日～金曜日の午前9時～午後5時 \*祝日・年末年始を除く

### <「手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例」について>

本条例は、手話を言語として認識するとともに、「手話及び意思疎通手段がより利用しやすい環境」の実現と障害の有無にかかわらず、「相互に人格及び個性を尊重し合いながら共生する地域社会」の実現をめざし制定。

#### 【条例の三つの基本理念】

- ・手話は日本語と同じように一つの言語である
- ・だれもが理解し合い、お互いを尊重する
- ・障害のある方のコミュニケーションを大切にする